

中国における外資導入の現状と国有企業改革への参入

The Current Status of China's Attraction of FDI and the Contribution to SOEs Reform in China

欧陽 菲

Fei Ouyang

内藤 洋介

Yosuke Naito

周 偉嘉

Weijia Zhou

The amount of the foreign direct investment (FDI) in China reached a record \$52.7 billion in 2002. China has mainly opened manufacturing industry until now and it will continue to encourage foreigners to invest in basic industries, infrastructure construction and environmental protection. On the other hand, foreign investors are allowed to participate in state-owned enterprises (SOEs) reform from the end of the year 2002, to speed-up the restructuring of them. This paper considers the current status of China's attraction of FDI, and the contribution to SOEs reform.

国有企業改革は20年の歳月を経た現在、新たな段階に入ろうとしている。それは、外国資本を活用することである。この動きは、債務・国有株の放出の受け皿としてはもちろんのこと、外国企業や機関投資家をもつノウハウを積極的に国有企業や証券市場へ取り入れることも視野に入れている。中国の経済にさらに市場原理を導入し、民営化の波が一層高まることが予想される。本文は、90年代以降外国資本が中国に進出した実態と国有企業改革への参入という新たな動きを重点にまとめていきたい。

1. 外資導入の現状

1.1 参入方法

中国の外資導入または中国に参入する方法は、直接投資とその他の投資と大別することができる。直接投資には、合資企業、合作企業、外資企業、外商投資株式企業、合作開発が含まれる。その他の投資には、対外的に発行する株式、国際リース、補償貿易、組立加工がある。そのうち直接投資は、外国資本導入総額に占める割合が近年平均96%である。

2002年までに、中国が海外直接投資を利用する方法とその割合は、次の図表1の通りである。

図表1 2002年外国直接投資の利用方法と割合¹

実行ベース金額単位：億ドル

参入方式	実行ベース	
	本年累計	各種投資の割合
合計	550.11	
一、直接投資	527.43	96%
合資企業	149.92	
合作企業	50.58	
外資企業	317.25	
外商投資株式企業	6.97	
合作開発	2.72	
其它		
二、その他の投資	22.68	4%
対外発行の株式		
国際リース	1.31	
補償貿易	0.04	
組立加工	21.33	

合資企業、合作企業、外資企業（100%出資）は一般的に三資企業（Foreign Funded Enterprises）と言われ、中国への直接投資総額の98%も占める。注目したいのが、近年直接投資の形式に変化が見られる。合作企業の減少が目立ち、独資企業や外商投資株式企業への投資企業が大きく増加している。2001年と2002年に投資額（実行額）で計算した場合、合資企業の前年同期と比べての伸び率は7.12%と-4.74%、合作企業は、-7.80%と-18.59%であるのに対し、独資企業は、32.96%と32.85%となっている²。WTOの加盟や政策法規の整備に

よって、今まで制限された業界に外資企業が参入できる可能性が高まっているといった投資環境の変化に伴い、合資企業や合作企業の場合、中国側の会長（董事長）でなければならないことや、持分が最小でも25%以上であること、中国側が意思決定権をもつことなどの政策的な制約があり、外資投入政策を考え直す時期が示唆しているのかもしれない。

2002年から、外国資本をさらに積極的に利用しようとする政策が相次ぎ公布されている。図表2は外資利用に関する政策や規定の一部の例である。

図表 2 2002年～2003年4月までの外資利用に関する政策や規定の例

2002年	
3月4日	外商投資産業指導目録
6月20日	外資物流企業を実験的に設立する問題に関する通知
10月1日	建設設計へ投資する外資企業管理規定
10月1日	建築業へ投資する外資企業管理規定
11月4日	上場企業の国有株と法人株の外国企業への譲渡に関する通知（關於向外商転讓上市公司国有股和法人股有關問題的通知）
11月8日	国有企業改革への外資利用に関する暫時方法（利用外資改組国有企業暫行方法）
12月11日	国際貨物運送代理業へ投資する外資企業管理方法
12月12日	適格外国機関投資家の国内証券投資外貨管理暫時規定 QFII（合格境外機構投資者境内証券投資外?管理暫行規定）
2003年	
2月13日	都市計画サービス業へ投資する外資企業管理規定
2月18日	対外貿易の中外合資企業を設立する暫時方法
2月18日	ベンチャーキャピタル投資へ参入する外資企業管理規定
3月1日	中華人民共和国中外合作教育機関設立に関する条例
3月13日	海外投資家国内企業買収に関する暫時規定
4月2日	図書、新聞、冊子の販売業務へ投資する外資企業管理方法

これらの政策の実施は、3つの意味を持つことになる。(1)直接投資の利用が産業・分野へ拡大しつつある。物流、建築、都市計画、金融、貿易、印刷などである。(2)直接投資が主流でありながら、QFIIのような外国の機関投資家による間接投資も期待されている。(3)外国資本を国有企業改革に利用することで、独占産業や国有企業に国際競争をもたらし、今後更なる市場開放に備える。(3)について後詳述したい。

1.2 90年代以来の直接投資の変化

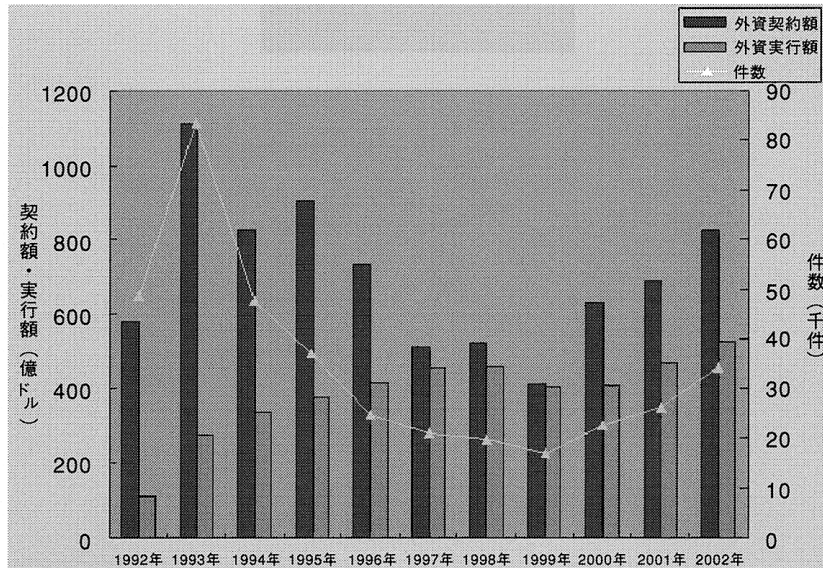
90年代に入ってから、中国への直接投資の変化は、図表3で示したように、3つの段階で見ることができる。

①成長期：1992年～97年において直接投資が成長する段階である。この時期に、成長した主な理由は、中国改革開放に、新たな市場化の動きが見られたこととともに、直接投資の環境整備も行ったことである。たとえば、95年に社会主義市場経済の明確化や外資進出に関する許認可権の一部地方政府に権限委譲したことなどがそれである。しかし、同年から、外国資本の国有企業への流入を厳しく制限する動きも見られる。

②停滞期：1998年～2000年の3年間、外国からの投資が停滞期に入る。この時期に、中国への投資総額が1998年の455億ドルから、2000年に407億ドルに減り、10.5%の下げ幅である。しかし、同時に、世界の直接投資が115%増加し、うち、発展途上国への投資の伸び率は27%に達している。2つの原因が考えられる。1つ目は、1996年以降、中国の外国投資の導入政策が見直され、全般的な導入から技術移転などを重視した導入政策へ転換するようになったことである。2つ目は、1997年のアジア金融危機を期に、1998年に日本を含め、危機の影響を受けている国々の資産価値が下がり、欧米の多国籍企業を中心に、M&Aが繰り返し広げられたことである。

③2回目の成長期：2001年から、中国への直接投資額が再びの上昇が見せ始めている。2001年に上昇する理由の1つは、ITバブルの崩壊に加え、「WTO加盟効果」があったと考えることができる。世界全体の直接投資が落ち込んでいる。国連貿易発展会議の『2002年世界投資報告』によると、2001年の直接投資の流入と流出量とともに、前年と比べ、それぞれ51%と55%減少している³。加熱したIT産業への投資やM&Aの動きが調整期に入ったと考えられる。しかし、中国では、この年から直接投資が再び成長し始め、資本が、中国のWTO加盟によるビジネス・チャンスへの期待に流れるようになったと解釈できる。2002年に、世界経済の低迷から回復が見えず、高い経済成長率を維持している中国に投資が集中しつづけていることが見られる。中国対外貿易経済協力省（対外貿易経済合作部）の統計によると、2002年は中国への直接投資額が527億4千3百万ドル⁴に達し、2001年の469億ドルの最高記録を更新したことになる（両方とも実行額）。国連貿易開発会議が発表した2002年米国への投資額の440億ドルであることから見て、昨年外国から中国に流入した直接投資額は米国を抜き、世界一になっている。

図表3 全世界の対中投資の対中投資の推移⁵



1. 3 対中投資の特徴

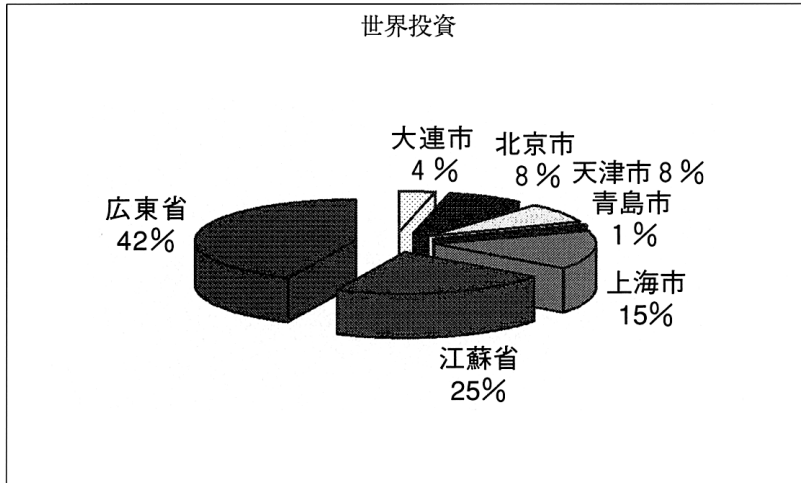
① 投資額の地域分布と特徴

対中直接投資の多くは沿海地域（東部）に集中している。中部と西部への投資額は全体の12%（1999年現在累計）しかない⁶。

図表4で示したものは、1979年から2000年までの沿海主要都市への実行ベース投資額の累計の地域分布である。広東省と江蘇省と上海市の合計は80%を占めていることがわかる⁷。その理由として、地理的な便利性、インフラの整備および現地政府の外資誘致政策などを挙げることができる。現地政府の政策には、資源利用などの優遇措置のほか、部品企業を含む現地関連企業の育成に力を入れているところに注目すべきである。

また、進出産業を見ると、地域によって特徴が異なる。北京は通信、バイオなどハイテクの研究開発、上海は金融及び他のサービス業、江蘇省は各種の部品メーカ、広東省はハイテク製品や部品の生産基地、大連は加工業及びアウトソーシング事業、山東省は農産物や食品加工といった特徴が見られる。

図表4 地域別の世界の対中投資⁸



2002年に日本経済新聞社と日本経済研究センターが行った「日本企業の中国・アジア戦略調査」⁹によれば、日本企業は今後5年間の対中投資計画では、投資地域としては、広東省を中心とする華南が41%で、上海を核とする華東が36%、内陸部は6%にとどまる。日系企業と世界の中国投資地域分布がほぼ一致している。

② 製造業への投資の更なる拡大と第3次産業への投資期待

対中直接投資の多くは、製造業であり、2001年1～6月の統計によると、製造業への投資額が140億ドル（実行額）を超え、直接投資全額の68%を占める。1999年の56%よりさらに伸びている¹⁰。第二次産業全体において、2001年の成長が8.7%であり、2000年の約12%の成長より遅くなっているにもかかわらず、外資企業は11.9%の成長が見られ、輸出も11.6%と伸びている¹¹。2002年上半年期だけで、製造業の新規登録は9491社であり、昨年より22.3%も増加している¹²。中国は「世界の工場」として強みを発揮しつつあることが分かる。

また、製造業の中国への進出は、資源加工など労働集約型から、技術集約型生産へとシフトしている。前者の輸出額に占める割合は1985年の49%から2000年の12%まで低下し、ハイテク製品のそれは3%から22%へ成長している。2000年にはハイテク製品の輸出額に外資企業が81%を占めるようになってきている。そのうち携帯電話関連は96%を占め¹³、モトローラ、ノキア、エリクソン、シーメンスなどが主力企業となっている。ハイテク製品の輸出に外資企業の貢献が最も大きい。日本の半導体、韓国家電、米国の情報通信業が最も注目される。2002年の製造業への投資の主な変化は、自動車業界への投資の増加である（後述を参照）。

しかし、WTOの加盟や2002年からの一連の政策法規の登場により、金融、電子通信、保険、商業、対外貿易などの参入厳格管理産業またはサービス産業が解禁に向けて、多くの海外投資

を誘致することになることが予想できる。サービス産業への実行ベース投資額は114.11億ドルで、全体の24.35%を占めている。こういった産業の具体的な動きを後に述べる国有企業改革と関連付けながら見ることにしたい。

③ 「世界の工場」から、中国市場への参入と研究開発の拠点としての活用

中国には日、米、欧などの小売大手が進出している。販売されている商品の多くは中国現地で造られている。日本のイトーヨーカドーの場合、日用品や衣料品が100%現地調達であるという。また、外国の自動車メーカーの多くは中国に進出している。これらの企業の中国戦略は「世界の工場」としてのねらいというより、初めから中国市場に参入するためである。

製品開発の現地化を最初の目的として、1990年代に入って、外国企業が相次ぎ中国で研究開発機関を設立するようになってきている。中国市場への参入の象徴として理解することができる。90年代の後半から、多国籍企業の中国における研究開発機関の設立が加速度に伸びている。1996年に4つしかなかったのが、2000年の一年間に、北京だけで30の機関が新設されている。2001年現在、外資企業が北京と上海だけで100以上の研究開発機関を設立したのである¹⁴。例として、マイクロソフト、インテル、IBM、ノキア、モトローラ、ルーセント、P & G、HP、SUN、GM、GE、富士通、松下などが挙げられる（図表5を参照）。モトローラは2006年までに中国での半導体や携帯電話などの年間生産額を100億ドルに引き上げる目標を持ち、研究開発費はそれまでに10億ドルを投じて、研究員は現在の1000人から5000人まで増やす計画である。当該企業は中国において18の研究センターを持っている¹⁵。

近年、中国における外資系企業の研究開発は3つの側面から特徴を見ることができる。1つ目は研究の内容が変化していることである。製品開発の現地化段階を経て、本社の研究開発機能へシフトする傾向が見られる。マイクロソフトやインテルなどが設置した研究機関は中国向けの製品開発だけではなく、世界市場向けの研究機関として機能している。もう1つ目の内容の変化として、応用技術の研究から基礎研究へのシフトである。2000年以降にベル・ラボラトリやフィリップスが設立した研究機関がその目的である。2つ目は産業への集中度からの特徴である。このような研究センターは情報通信、バイオなどのハイテク産業や自動車、化工などの市場規模の大きい、付加価値の高い産業に集中している。3つ目は、外資系の研究開発機構が地域的に集中していることである。分布密度の高い地域は北京と上海、南京、広州であり、特に北京と上海への集中度が高い。2002年以来、多くの外資企業は西安、成都、青島などの都市にも注目しはじめている。

図表5 中国における主な外資企業の研究機関¹⁶

会社名	国別	業界	研究機関名	設立時期
IBM	米国	情報産業	IBM（中国）研究センター 開発部門（技術の市場化） ソフト開発	1995.9 1999 2002
SUN	米国	情報産業	SUN（中国）技術開発センター	1996
ノキア	フィンランド	通信	ノキア研究センター	1998
松下	日本	家電	松下電器研究開発有限公司	2001.2
マイクロソフト	米国	情報産業 ソフト	微軟アジア研究院 微軟研究開発中心（中国市場向け）	1998 ¹⁷
P&G	米国	化工	北京宝潔技術有限公司	1998
NOVO NORDISK	デンマーク	生命工学	諾和諾得生物研究中心	1997
富士通	日本	情報産業	富士通研究開発中心有限公司	1997
ノーザンテレコム	カナダ	通信	北郵ー北電研究開発中心	1994
ルーセント	米国	通信	ルーセント科技有限公司	1998
ベル・ラボラトリ	米国	通信	ベル基礎科学研究院	2000.3
モトローラ	米国	通信	モトローラー計算所連合実験室（他18） ネットワークシステム研究センター	1987 2002
INTEL	米国	通信電信	INTEL 中国研究センター	1998
ヒュレットパカート	米国	情報産業	惠普研究中心	1990
DELPHI（得尔福）	米国	自動車システム	デルファイー汽車系統研究所	1999
SMC	日本	気動部品研究	SMCー精華大学気動技術中心	1999
フィリップス	オランダ	家電	本社基礎実験室	2002
GM	米国	自動車	汎亜自動車技術センター有限公司 会社	1997

2. 国有企業改革に外資を利用する動き

2.1 政策依存型国有企業改革の限界

近年、中国の国有企業改革は主に二つの課題への取り組みへ試行錯誤を行った。1つは債務処理であり、もう1つは国有株や法人株といわれている非流通株¹⁸の放出問題である。この部分で、今まで国有改革の流れとこの二つの課題への取り組みを整理したい。

① 政府の干渉と新たな不良債権の恐れ

中国の国有企業の改革は、20年間あまりの歳月を経て、企業自主経営権の拡大、利潤留保、利潤責任制、利潤上納から税制への導入、企業の所有権と経営権の分離のための工場長責任制、企業経営の請負制とリース制の導入、株式制度の導入など、多くの試みがされていた。

進展があるものの、産業構造と現代企業制度転換の遅れなどの根本的な問題を解決できるところまで至らない。その現象として挙げられるのが巨額の債務問題の存在である。

1998年から2000年にかけての3年間において、国有企業の改革は、ひたすら債務処理を目標とした改革を行ったのである。この間に、かつてないほど市場原理を大胆に導入、リストラクチャリングやM&A、債務の株式化（debt-equity swaps）、MBO（Management Buy-outs）など社会主義体制下では考えられなかった手法¹⁹が使われた。特に注目された手法は、金融資産管理会社による債務の買い取り、いわゆる債務の株式化（debt-equity swap）の実施である。金融資産管理会社4社は、2000年末に14,000億元の債権を買い取っており、2000年9月時点で、6,599の大中型国有赤字企業の53%が黒字転換を実現したのである。2002年には4社は、合計総額260億元の回収計画をもって、オークションなどの形で処理を急いでいるところである。外資企業に債権を売却することも視野に入れている。

一方、1996年から2002年3月までに、中小企業を中心に、5000社の国有企業が閉鎖または倒産した。同時に、多くの中小国有企業は民間企業に買収される形で民営化され、中国経済発展の新たな力として生まれ変わる。

しかし、一部分の赤字企業はこれによって、過去の債務の重荷が切り捨てられたが、この巨大な債務をよく分析してみると、伝統的な銀行システムや政府の干渉、低効率の経営などに関係していることが分かる。政府は社会安定、雇用の安定を図るため、大型国有企業を維持する方法として、銀行に赤字国有企業への政策的融資を強要したのである。今の国有企業の改革は、一部分の優秀な経営者に恵まれている企業のほか、企業自身の効率改善などの段階までそれほど進んでいないのが現状である。したがって、政府と国有銀行、国有企業との関係の更なる改革と企業自身の効率や競争力に関する改革を急がなければ、新たな不良債権を生み出せかねない。2002年1月～6月期決算では、上海、深センに上場する企業の1205社のうち依然166社が赤字である。

要するに、これまでの多くの改革（税制度の改革、債務の処理、株式市場の整備など）は国

有企業を現代企業へ移行させるための「インフラの整備」であり、政府の政策、国内の財力と人力に多く依存してきたように思われる。今後の国有企業改革には、この「インフラの整備」をさらに進めると同時に、「現代企業の経営システムの確立」を主要目標として明確にする必要がある。市場環境をさらに整備されている環境の中で、いかにして企業を運営して、競争力をつけていくかを目標にすることである。「インフラの整備」には証券市場の規範化、政府の直接介入から法規によるコントロールへの移行、債務処理、社会保障などが含まれる。一方、「現代企業の経営システムの確立」はコーポレート・ガバナンスの問題、資産の運用を含んだ経営管理のノウハウ；イノベーション能力；生産技術；経営の効率などへの取り組みをその意味とする。また、この2つの側面は、相互補完の関係でなければならない。これらの改革への期待は、国有企業改革への外国資本の参加である。

②非流通株の放出についての動き

政府または地方自治体が国有企業の筆頭株主である限り、企業トップ人事の選任・解任・昇進を初め、利益の配分、余剰人員の整理まで、企業の自主運営が束縛されている。重点産業や基幹産業のみならず、靴メーカーのような市場競争分野の国有企業も同様である。それに対する大きな障壁として、国有株と法人株の放出である。2002年7月現在上場企業のうち、発行済み国有株の比率は約65%になっている。

国有株の放出や流通株への転換ができるようになれば、企業の経営者はさらに自主経営が可能な空間が与えられる。現代企業を経営していくシステム・制度の確立を急がなければ、上場を実現した優良資産を再び不良資産に転じるケースはさらに増えることになると考えられている。

そのため、国有株放出の具体案として、債務処理を中心とした国有企業改革3ヵ年計画が終了した翌年の2001年6月に、国務院は『国有放出と社会保障資金管理暫定規則』（『減持国有股籌集社会保障資金管理暫行方法』）を制定した。規則の第5条には、国有企業が株式を上場・増資する際に資金調達額の10%に相当する国有株を証券市場で売却することを義務付けると規定している。しかし、その後、国有株放出による株式市場への圧力の懸念からか株価の低迷が続いた。2001年10月22日に中国証券監督管理委員会（略『証監会』）は規定の実行停止を緊急に呼びかけ、同年11月14日証監会は国有株放出の具体実施案の公募に乗り出し、2002年6月23日には国務院によって国内市場での国有株の放出を中止すると発表された。

2.2 国有企業改革への外資活用

国有企業改革は、上述したような限界を超え、民間、外資が参入できる段階に入っている。ここで、外国資本が国有企業の株式取得に関する政策法規の変化を見ることによって、今後、外国資本が国有企業改革へ参入することを検討していきたい。

① 外国資本導入に関する政策法規の変化

1995年8月に、日本のいすゞ自動車と伊藤忠が中国の北旅社の株式を25%取得、同じ時期にフォード自動車が江鈴汽車の株を取得した。これは、中国証券市場で初の外資企業が国有企業を買収するケースである。国有資産の流失などの恐れがあるため、同年9月23日に、国務院が証券取引委員会の提出した『上場企業の国有株と法人株の外資企業への譲渡を暫時停止する請願書』²⁰（關於暫時將上市公司国有股和法人股管理方法轉讓給外商的請示）を公布し、請願書には、政府が上場企業の国有株と法人株の管理方法を公布するまでに、上場企業のそれらの株式を外国企業に譲渡してはならない；政府が管理方法を公布した後はその規定に従わなければならないと規定している。

この規定を公布して6～7年間の歳月を経て、2001年11月4日に中国対外経済貿易部と中国証券取引監査委員会が『外資企業が上場企業への投資に関する意見』（關於上市公司涉及外商投資有關問題的若干意見）を公布した。中国証監会の規定に満たした外資企業が上場申請または上場企業の非流通株を取得するなどの形で、中国資本市場に参入できると規定し、初めて、外資企業が中国証券市場へ参入する可能性を示した。同時に、国有企業の非流通株の取得を可能にした。

2002年の11月から、国有企業改革に外資を利用する政策を相次ぎ登場する。11月4日に『上場企業の国有株と法人株の外国企業への譲渡に関する通知』（『關於向外商轉讓上市公司国有股和法人股有關問題的通知』）、8日に『国有企業改革への外資利用に関する暫時方法』、12日に『適格外国機関投資家の国内証券投資外貨管理暫時規定』などが公布された。これらの政策は、出発点が違うものの、外国投資家・機関が上場企業の株式を購入する仕組みを導入するという目的が同じである。国有株と法人株といった非流通株を対象としているものもあれば、国内上場企業のA株や、国債、転換債券、社債を対象としているものもある。国内上場企業のほとんどが国有企業であるため、2003年4月12日に実施する『外国投資家が国内上場企業を買収する暫時規定』（『外国投資家併購国内上市企業暫行規定』）から、国有企業の外資導入へ着々と進められていることがわかる。

2002年4月1日から、いままで外国資本を厳しく制限した産業への参入および参入のスケジュールを明確した『外資投資方向の規定に関する指導』（『指導外商投資方向規定』国務院）と『外資投資産業の指導目録』が実施された。改正された目録では、投資項目を奨励、許可、制限、禁止と4種類に分類し、うち、奨励項目に分類された製造業など262分野の国有企業が外資導入の対象となっている。

② 外国資本の参加で期待できるところ

外国資本を国有企業改革に参加させることで、少なくとも次の2点を期待できると思う。1つは、金融資産管理会社4社が買い取った国有企業の債権と非流通株である国有株放出の受け

皿としてのねらいであろう。事実として、国有企業改革に外資を利用する政策が2002年末に初めて出ており、実際の動きについて別の機会で見ることにはしたい。

もう1つは、国有企業自身の効率化とともに、国有企業が集中している産業の競争力強化の牽引力としてのねらいであろう。国有企業もグローバルな競争にさらされ、更なる競争力が求められる²¹。前述したように、国有企業を改革するプロセスの中で、債務処理や資金力、技術・設備遅れ、コーポレート・ガバナンス、経営管理能力の問題などを解決する段階に来ているだけではなく、解決方法の迅速性と有効性が問われる。グローバル化への加速度の進展と中国私営企業の未成熟がある中で、国有企業を国際経済の枠組みの中に融合させるには、外資の導入は選択肢の1つとして考えざるを得ない。とくに、多くの産業はほとんど国有企業に独占されており、産業自体の効率化と競争力に問題が生じている。

改正された『外資投資産業の指導目録』に見られる変化の1つは、外資導入対象に国有企業が多く含まれていることと、もう1つは、政府の産業政策の指導のもとでの産業再編などに外国企業の参入が段階的に可能になっていることである。家電、金融、通信、流通、石油、自動車、電力、水道などの事業が好例である。次に、国有企業が多く集中している産業において外資利用の実態をまとめ、外資に何を期待できるかを考察したい。

③ ケースで見る国有企業改革における外資利用

・家電：2002年春から日系企業との大型提携が先行している。TCL集団の筆頭株主である広東省惠州市は東芝や住友商事に株式を一部分売却し、市の当該企業への出資比率は59.35%から40.97%へ低下した。同じ時期に、三洋電機とハイアルは資本提携できた。

・金融：まず、銀行と証券を見ることにする。1999年から、外国金融機関は中国のすべての都市で営業目的の金融機関を開設することができる²²。投資の形式は外資銀行の支店、独資または合資銀行、独資または合資財務会社、合資投資銀行が含まれる。2002年6月末現在、中国で設立した外国金融機関（保険業を除く）は167社、うち支店は147社、合資銀行は7社、独資は6社、財務会社は7社、事務所は233カ所となっている。

2002年7月1日から中国は、国内の投資信託と証券会社への外国資本の出資を解禁した。日米と比べ、欧州勢の動きは目立つ。仏のクレディ・リヨネグループの香港現地法人やBNPパリバ、ソシエテ・ジェネラルランディンググループ、英国のHSBCなどは、現地証券会社との合併に乗り出している。

次に保険業を見てみる。1992年に上海市だけを外国保険機関に開放し、保険会社の支社や合資企業の設立が許された。1995年に広州も開放された。2002年にカナダの光大永明と米国の友邦はそれぞれ天津と北京で開業したのである。2001年末まで29の外資保険会社が中国で44の営業機関を設立している。WTOとの約束から今後1～2年の間、多くの外資の参入が予想される。

・通信：この分野はWTOに加入するまで外資参入禁止分野として指定されていた。加入から5年間段階的に外資に開放していくことになっている。2001年12月に情報産業省と対外経済貿易省は『外商が電子通信関連企業への投資に関する管理規定』（外商投資電信企業管理規定）を公布し、外商投資に関する条件と手続きを明確している。改正『指導目録』において外資が電子通信分野への禁止令が取り消された。2002年3月22日に米AT&Tは上海市電信公司、上海情報投資会社との合資によって、上海信天通信有限公司が設立され、この分野で初の外資参加の合資企業となる。この分野も、2005年までに外国企業の参入が多く増えていくのである。

・流通—小売業：小売業の外資導入は1992年から始まって、1999年6月25日に国家経済貿易省と対外経済貿易が『外資が流通業企業への投資に関する方法』（外商投資商業企業試点弁法）を公布し、進出できる地域の拡大、卸売業の解禁および小売における中国側の持分の割合（65%以下）の規定などが主な内容となっている。2002年6月までに政府が許可した小売の合資企業は49社、卸売業企業は1社となっている。49社の企業はすでに482の店舗を展開している。

中国には、米ウォルマート（Wol-mart）、仏のカルフル（Carrefour）やグループ・アウシャン（Groupe Auchan）、独メトロ（Metro）、英Kingfisher、日本のイトーヨーカドーやジャスコなどが進出している。2003年2月現在ウォルマートとカルフルは30店舗²³を超えようとしている。進出する主な業態は、スーパーマーケット、コンビニエンス・ストア、ホームセンター、建材・家具専門店、デパートなどである²⁴。

・石油：2000年から中国の3大石油企業（中国石油：ペトロチャイナ、中国石油化工：SINOPEC、中国海洋石油）が欧米メジャーと提携し、その合理化手法を吸収することで経営改革を進めている。

三社とも香港とニューヨーク市場に株式上場しているほか、中国石油はBPから20%の出資を、中国石油化工はシェルとBPの両者から出資を、中国海洋石油（CNOOC）はロイヤル・ダッチ・シェル（英蘭系メジャー）から7%の出資を受けている。また、2002年10月にシェルとCNOOC石化投資の折半で、広東省惠州に四十三億ドル規模の大型石化プラントを建設する事業に合意し、2005年末までに建設を完了する予定する。製品の九割以上は中国国内向けで、年間17億ドルの売り上げを見込む。この事業は欧米企業の対中投資としては最大級と言われ、シェル化学の世界戦略の中で重要な足がかりとなると同時に、中国の石油事業も外資利用を選択肢の1つとして重視するようになっていく²⁵。

改革の手法からも出資メジャーの影響が反映されている。中国石油は、油田開発などの上流部門に優位性を持ちながら、ガソリンスタンドのシェア拡大に力を注いでいる；また、稼働率の低い製油所を閉鎖すると同時に、M&Aによる規模拡大も進めている；経営幹部に業績と連動させる年俸制などを導入し、規模拡大とリストラが同時に実現している。同社は上場以来、

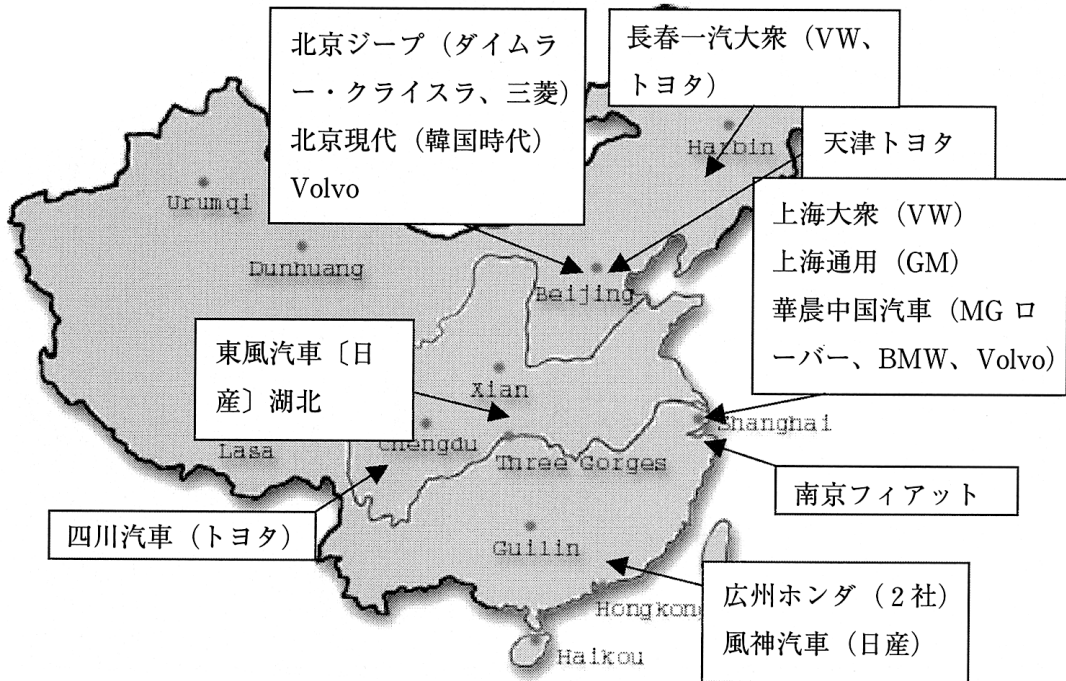
52000人を削減したのである。中国石油化工は、石化製品やガソリンスタンドといった下流部門の強みを活用しながら²⁶、石油・天然ガスに強い企業を買収することで、垂直統合型経営に変身しようとしている。中国海洋石油は、他の2社のような規模の拡大やリストラのほか、外国から（香港、シンガポール）社外重役（9人のうち4人）を招くなどで、「最高のコーポレート・ガバナンスを持つ」と評価されている。

・自動車：UNCTADは2002年4月に発表した年次報告によると、過剰雇用や低生産性が際立つ中国の国有企業が市場開放やWTOが認めない補助金の削減で国際競争にさらされる。自動車と織物が脆弱であることを特に強調し、自動車産業で2005年までに20万人の雇用を失うとも指摘した。この警告を受けたかのように、2002年に中国では、自動車業界の外資参入による大幅な再編が行われた。

中国の自動車業界は長い間政策の保護を受けている。しかし、外国勢の進出は80年代から欧米企業を中心に止まったことがなかった。図表6で示したように、2002年に入り、欧米勢に加え、日本勢も本格的な進出が始まっている。自動車会社の合資企業は、次のように挙げられる。一汽大衆（独フォルクスワーゲン）、上海大衆（1985年独フォルクスワーゲン）、上海通用（1997年6月米GM）、神竜汽車（仏シトロエン）、広州本田（日本ホンダ）、南京フィアット（イタリア）、天津豊田と四川汽車（2002年8月に第一汽車が両社の中国側株式を取得したことで、一汽と日本トヨタ自動車は全面提携し、トヨタは中国でフルライン生産ができることになる）、北京現代（2002年韓国現代）、東風汽車（2002年9月日本日産）、華晨中国汽車（ブリリアンス・チャイナ）の系列企業チャイナ・ブリリアンス・インダストリアル・ホールディングス（CBIH）（2002年後半英MGローバー）、などが挙げられる。2003年中に華晨グループと提携して生産、販売に乗り出そうとしている外資はその他、BMWとVolvoも加わる。出資は中国側と外資側がほとんど折半である。但し、2002年11月にホンダが中国で輸出専門の自動車を生産するための新しい合資企業はホンダ側が68%の株式を持っている。自動車が業界において50%以上の持分を許可されたのがこのケースは初めてである。

トヨタと一汽の提携について張富士夫氏が研究開発、環境技術、智能交通システムなどの技術の提供も考えているという。この言葉の通り、中国は単なる先進諸国の成熟産業を移転させる受け皿としてではなく、自動車革命に中国を巻き込むことを期待したい。

図表6 中国における外資自動車企業の分布²⁷



部品の現地調達率（国産率）が年々高まっている。上海大衆が最初にスタートした1985年に、中国で部品を調達することが非常に困難であったが、2002年現在当該企業の現地調達率は98.9%と言われ、4年前にはほぼすべての部品を日本から調達することでスタートしたホンダも現在の現地調達率が60%近く達している。もちろん、現地調達率または国産率は中国政府の「自動車産業政策」（明確に国産率の要件が規定されている）の主な内容ではあるが、WTO加盟後、部品メーカーがさらに厳しい競争を強いられ、政策ではなく技術力で生き抜いていく環境が徐々に整備される。すなわち、いままで「国産率政策」に依存してきた企業も、米国や日本といった外国自動車部品メーカーと競争しなければならないからである。

・公共事業：中国では、近年電力、ガス、水道といった公共事業は国内外の民間企業が参入できるような動きが見られる。また外資企業の参入も見られる。2002年12月上旬、「中国公共事業民営化シンポジウム」が開かれ、これまで外資を含む民間企業が参入した国内外の事例や経験が報告された。そのうち、深セン市の動きが注目されている。2002年8月に広東省深セン市は電力、ガス、水道、交通、食品といった公共事業を含む国有企業5社の株式の25%~70%を国際入札方式で外資に売却する方針を発表している。これは国有株放出の1つの試みとしての意味だけではなく、グローバル的な視点で、適切な投資家や経営者をパートナーにしようと

する狙いもある。2003年5月1日から実施する『深セン市公共事業の特許経営方法』（『深セン市公用事業特許経営方法』）には、社会資金や外国資本が独資、合資、合作などの形でその設備の建設に参加し、ライセンス経営を行うことができると規定している²⁸。公共事業のほか、2003年2月に同市の国有資産管理弁公室が市内の国有企業30～50社の株式を国内外の投資家に譲渡すると発表している²⁹。

以上のように、国有企業が独占する分野にも外資が参入しつつある。今後このような産業に新しい競争が加わり、産業自身や国有企業の効率化・合理化がさらに推し進められることを期待したい。

まとめ

2002年に中国における外国直接投資の受け入れ額がアメリカを抜き、世界一となっている。本文は、年々伸びている海外直接投資は中国の経済発展にどのような役割を果たしてきたかおよび国有企業への外資導入に何を期待するかを考察したものである。本文では、外国資本を活用する実態と国有企業改革への外資利用という2つの部分によって構成される。第一の部分では、①外資参入方法、②その変化、③対中投資の特徴という3つの側面から見ることにしている。第二の部分では、2003年以降に始まろうとしている国有企業改革への外資活用に注目し、その背景、政策の変化と整備、および民間と外資の参入に厳しかった産業の動きという角度から、国有企業改革の新たな段階として把握しようとしている。中国の国有企業改革は、外資の活用によって一層市場経済に巻き込まれることが予測できる。

今後、中国の外資導入と国有企業への活用の実態を引き続き考察すると同時に、これだけ世界経済のサイクルに入りつつある中国経済にとってのリスクにも注目していきたいと思う。

本研究は産能大学2002年度共同研究費、産能大学国際経営研究所の助成を受けて掲載するものである。

-
- 1 中国対外貿易経済合作部外国投資管理司が編成した『2002年1～12月中国利用外資統計簡表』よりデータを引用して算出している。
 - 2 データはそれぞれ『2001年1～10月中国利用外資統計簡表』と『2002年1～12月中国利用外資統計簡表』より算出している。
 - 3 YNCTAD が発表した『2002年世界投資報告書』のデータを引用し、流入量と流出量はそれぞれ7,350億ドルと6,210億ドルであるという。

- 4 中国対外貿易経済合作部外国投資管理司が編成した『2002年1～11月中国利用外資統計簡表』よりデータを引用して算出している。
- 5 中国対外貿易経済合作部の発表資料をベースに、日中投資促進機構（JCIPO：Japan-China Investment Promotion Organization）が作成している。
- 6 中国対外貿易経済合作部統計資料『截止1999年東部、中部、西部利用外商直接投資情況』を参考。
- 7 孫鵬『中国服務行業對外開放的現狀及前景』中国対外貿易経済合作部の発表資料2002年12月7日を参照。
- 8 中国対外貿易経済合作部の発表資料をベースに、日中投資促進機構（JCIPO：Japan-China Investment Promotion Organization）が作成している。
- 9 日経産業新聞2002年11月7日
- 10 中国対外貿易経済合作部外国投資管理司『2001年1～6月中国利用外資項目分行業統計情況』、『1999年外商直接投資行業結構』を参照。
- 11 世界銀行中国経済半年リポート2002年4月
- 12 中国対外貿易経済合作部外国投資管理司『2002年1～11月中国利用外資統計簡表』を参照。
- 13 国連貿易と發展会議（UNCTAD）『2002年世界投資レポート』を参照。
- 14 北京統計局の発表資料と2002年12月20日『北京晨報』を参照。北京統計局の統計によると、2002年11月現在、外国企業は北京で設立した地域統括本社が29社あり、研究開発機関が50を超えているという。
- 15 日本経済新聞 朝刊 2001年11月13日『大競争のうねり中台 WTO 加盟（上）市場開放外資手ぐすね—中国、産業防衛に配慮』、国連貿易と發展会議（UNCTAD）『2002年世界投資レポート』を参照。
- 16 郭麗華『透視研発本土化』中国外資2002年12月号、『入世前夕跨国公司研発中心首選北京』中国青年報2001年11月7日、『全球500強搶駐北京中関村』北京晨報2002年6月15日などを参照して作成。
- 17 1998年にマイクロソフトは「マイクロソフト中国研究院」を設立、その後マクロソフトアジア研究院に改称され、当該研究機関は地域を統括できる位置付けとなる。
- 18 中国の上場企業の多くは国有企業である。株主が流通株と非流通株によって構成される。非流通株には国有株と法人株が含まれる。
- 19 欧陽菲、内藤洋介、周偉嘉『中国国有企業改革の諸手法とその試み』産能大学「紀要」2001年9月号を参照
- 20 中国の証券市場の設立当時、国有企業が株式化へ移転することが主な目的であるため、上場企業は国有企業そのものを意味する場合が多い。

中国における外資導入の現状と国有企業改革への参入

- 21 その要因は2つ考えられる。1つ目は外国資本の大量流入であり、2つ目は中国の国有企業が海外への進出である。
- 22 中国での外国金融機関の設立は、1982年には13の都市が指定、1995年に24の都市に拡大、1999年に全国すべての都市で可能となった。
- 23 30店舗は政府の外資企業へのガイドラインにおいて、スーパーなどの小売が出店できる上限となっている。
- 24 『零售合資』投資与合作2003年2月11日、『商業零售外資併購難』中国証券報2003年2月24日などを参照。
- 25 『広東の石化プラント、シェルが正式合意』日経産業新聞2002年11月7日を参照。
- 26 近年石化製品は供給過剰の傾向が強まっているため、経営が苦しい立場にあるのも原因。
- 27 次の主な文献を参考して作成。『外資歩歩緊逼挑戦股比底線 放棄還是堅守』経済日報2002年12月4日；『風神汽車前10个月猛賺17億 汽車商嶺峰狂舞』証券時報財經週刊2002年12月9日；『合資就是一種讓步 中国汽車業策略“潰退”』中国经济時報2002年12月13日；『世界汽車工業一日千里』経済参考—汽車週刊2002年12月13日；『入世後の中国汽車業能否在5年保護期長大』経済参考—汽車週刊2002年11月19日；『直面WTO—汽車放開禁令由乱到治』経済日報—汽車大世界2002年11月19日；『在中国本地化生産 沃靈沃（Volvo）改写只売不造歴史』経済参考—汽車週刊2002年12月13日；『英ローバーが合併—中国・華晨と、乗用車など共同開発』日経産業新聞2002年11月7日。
- 27 『深セン公用事業向社会資金 境外資本開放』深セン特区報 2003年4月4日
- 28 『国有企業株売却を加速』日本経済新聞 朝刊 2003年1月28日